

＊北海道公報			発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目次			ページ
告 示			
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....（医療業務課）			1
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）			2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）			4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）			4
○特定調達契約に係る入札の公告.....（技術管理課）			5
総合振興局告示及び振興局告示			
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....			6
○特定調達契約に係る入札の公告.....			7
道監査委員公表			
○監査公表第7号.....			8
告 示			
北海道告示第447号			
昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。			
平成24年7月3日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
札幌市の項北海道脳神経外科記念病院の事項を削り、同項中			
「コスモ脳神経外科	札幌市東区北21条東21丁目1-1	平成27. 1. 31	を
「コスモ脳神経外科	札幌市東区北21条東21丁目1-1	平成27. 1. 31	
医療法人札幌麻生脳神経外科病院	札幌市東区北22条東1丁目1番40号	平成27. 6. 30	に、
「医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院	札幌市東区北33条東14丁目3-1	平成25. 10. 31	
医療法人札幌麻生脳神経	札幌市東区北40条東1丁目	平成25. 3. 31	を
外科病院			
「医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院			
同項医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院の事項を削り、同項医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改め、同項中			
「医療法人札幌第一病院	札幌市西区二十四軒4条3丁目4番26号	平成26. 1. 31	を
「医療法人札幌第一病院	札幌市西区二十四軒4条3丁目4番26号	平成26. 1. 31	
医療法人社団研仁会北海道脳神経外科記念病院	札幌市西区八軒9条東5丁目1番20号	平成27. 6. 30	に改め、
院			
同項医療法人河西外科病院の事項中「医療法人河西外科病院」を「医療法人西さっぽろ病院」に改め、同項中			
「医療法人高橋脳神経外科病院	札幌市西区西町南20丁目1番30号	平成25. 10. 31	を
「医療法人高橋脳神経外科病院	札幌市西区西町南20丁目1番30号	平成25. 10. 31	
医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院	札幌市厚別区青葉町3丁目1番10号	平成27. 6. 30	に改める。
函館市の項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項、医療法人社団函館脳神経外科病院の事項及び共愛会病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			
小樽市の項市立小樽病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改め、同項医療法人社団先義会小樽脳・循環器病院の事項中「医療法人社団先義会小樽脳・循環器病院」を「医療法人社団北匠会小樽中央病院」に、「平成25. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			
室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			
釧路市の項医療法人社団三慈会釧路三慈会病院の事項、独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院の事項、総合病院釧路赤十字病院の事項及び市立釧路総合病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			
苫小牧市の項医療法人社団医修会とまこまい脳神経外科の事項中「医療法人社団医修会とまこまい脳神経外科」を「とまこまい脳神経外科」に改め、同項王子総合病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			
稚内市の項社会医療法人禎心会稚内禎心会病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			
芦別市の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。			

名寄市の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
石狩市の項医療法人はまなすはまなす医院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
倶知安町の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
下川町の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
遠別町の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
遠軽町の項 J A 北海道厚生連遠軽厚生病院の事項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
上湧別町の項を次のように改める。
湧別町 医療法人社団耕仁会曽我 紋別郡湧別町中湧別中町 平成24. 9. 30
病院 826番地の1
白老町の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
池田町の項中「池田町立病院」を「十勝いけだ地域医療センター」に改める。
厚岸町の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。
標津町の項中「平成24. 6. 30」を「平成27. 6. 30」に改める。

北海道告示第448号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成24年7月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------|
| 1 | 実施の目的 | |
| | 腐蝕病の発生予防のため | |
| 2 | 実施する区域の市町村名及び実施の期日 | |
| | 実施する区域の | 実施の期日 |
| | 市町村名 | (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
| | 夕張市 | 平成24年8月13日から9月18日まで |
| | 岩見沢市 | 同 |
| | 美唄市 | 同 |
| | 芦別市 | 同 |
| | 赤平市 | 同 |
| | 三笠市 | 同 |
| | 滝川市 | 同 |

登別市同		比布町同	
伊達市同		愛別町同	
豊浦町同		上川町同	
壮瞥町同		東川町同	
白老町同		美瑛町同	
厚真町同		上富良野町同	
洞爺湖町同		中富良野町同	
安平町同		南富良野町同	
むかわ町同	8月1日から9月16日まで	占冠村同	
日高町同		和寒町同	
平取町同		剣淵町同	
新冠町同		下川町同	
浦河町同		美深町同	
様似町同		音威子府村同	
新ひだか町同		中川町同	
函館市同	8月1日から9月21日まで	幌加内町同	
北斗市同		留萌市同	8月13日から9月14日まで
松前町同		増毛町同	
福島町同		苫前町同	
知内町同		羽幌町同	
木古内町同		遠別町同	
七飯町同		天塩町同	
鹿部町同		稚内市同	7月30日から9月14日まで
森町同		猿払村同	
八雲町同		浜頓別町同	
長万部町同		中頓別町同	
今金町同	8月1日から9月30日まで	枝幸町同	
せたな町同		豊富町同	
旭川市同	8月1日から9月21日まで	幌延町同	
名寄市同		北見市同	
富良野市同		網走市同	
士別市同		紋別市同	
鷹栖町同		大空町同	
東神楽町同		美幌町同	
当麻町同		津別町同	

斜里町	同		標茶町	同	
清里町	同		弟子屈町	同	
小清水町	同		鶴居村	同	
訓子府町	同		白糠町	同	
置戸町	同		根室市	同	7月23日から9月7日まで
佐呂間町	同		別海町	同	
遠軽町	同		中標津町	同	
湧別町	同		標津町	同	
滝上町	同		羅臼町	同	
興部町	同		3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
西興部村	同		実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群		
雄武町	同		4 実施の方法		
帯広市	同	8月1日から9月28日まで	(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
音更町	同		(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成20年6月2日20消安第0701号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。		
士幌町	同				
上士幌町	同				
鹿追町	同				
新得町	同		北海道告示第449号		
清水町	同		森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。		
芽室町	同		平成24年7月3日		
中札内村	同				
更別村	同				
大樹町	同				
広尾町	同				
幕別町	同				
池田町	同				
豊頃町	同				
本別町	同				
足寄町	同				
陸別町	同				
浦幌町	同				
釧路市	同	8月6日から9月14日まで			
釧路町	同				
厚岸町	同				
浜中町	同				
			1(1) 解除予定保安林の所在場所	様似郡様似町字幌満114の1（次の図に示す部分に限る。）	
			(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備	
			(3) 解除の理由	道路用地とするため	
			2(1) 解除予定保安林の所在場所	様似郡様似町字幌満114の1（次の図に示す部分に限る。）	
			(2) 保安林として指定された目的	公衆の保健	
			(3) 解除の理由	道路用地とするため	
			（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
			北海道告示第450号		
			森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。		

平成24年7月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに幕別町役場及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第451号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
工事施工情報共有・電子納品保管管理機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年9月18日から平成29年9月17日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年7月3日（火）から8月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設管理局技術管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道建設部建設管理局技術管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁10階A会議室 (2) 入札日時 平成24年8月13日（月）午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道建設管理部建設管理局技術管理課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/gkn/index.htm）においてダウンロードすることができる。 また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道建設部建設管理局技術管理課 (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目	電話番号 011－204－5590 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : A rental contract of the machinery, A complete set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 13, 2012 C Contact : Technological Management Division, Bureau of Construction Management, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5590 総合振興局告示及び 振興局告示 北海道空知総合振興局告示第26号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年7月3日 北海道空知総合振興局長 武田 裕二 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契約 平成24年7月3日に一般競争入札の公告を行う石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託その2 (2) 資格 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託その2、の委託契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託その2 2 資格要件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業（汚泥の処理）の許可を有すること。 (2) 過去5年間に於いて、法第14条の3による事業の停止命令又は法第14条の3の2による許可の取消しを受けていないこと。
---	---

- (3) 予定数量1,028トン以上の処理能力を有する設備を有すること。
- 3 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成24年7月3日（火）から同月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課管理第三係
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道空知総合振興局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月3日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び数量（調達予定数量） 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託その2 1,028トン
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成24年10月1日から平成25年3月29日まで
- (4) 履行場所 石狩湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道空知総合振興局告示第26号に規定する石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託その2の委託契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課管理第三係
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第3会議室（送付による場合は、郵便番

号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課管理第三係）

- (2) 入札日時 平成24年8月13日（月）午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 8 その他 平成16年度北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課管理第三係
- イ 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 電話番号 011-561-0416

9 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Gulf of Ishikari new port local public sewer Ishikari gulf purification centergrime processing duties Grime processing, approximately 1,028ton
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 13, 2012
- C Contact : Management Division, Office of Land Acquisition and Management, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo, Nishi 16-chome, 2-1 Chuo-ku, Sapporo, 064-0811 Japan
- Phone : 011-561-0416

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成21年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成24年7月3日

北海道監査委員 加 藤 礼 一
北海道監査委員 池 田 隆 一
北海道監査委員 太 田 博
北海道監査委員 鮎 谷 長 藏

正 誤

○平成21年7月10日（第2092号）

北海道告示第510号（救急病院及び救急診療所の認定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
13	左	7
誤	医療法人社団三慈会釧路病院	
正	医療法人社団三慈会釧路三慈会病院	